



あいづ

[発行] 自治労
福島県本部会津総支部
[所在地] 会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館 2 階
[連絡先]
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

【図表 1】事務組合の構成市町村と委任事務（共同処理事務）



▼今回も、全国町村評議会作成の「組合員ノート」を基にした内容です。
▼今回は、「退職手当」についてです。
まず、退職手当支給事務についてですが、（会津管内では）会津若松市、喜多方市以外の町村は、福島県自治会館内の福島県市町村総合事務組合（以下、「事務組合」）に事務委任しています。【図表 1】の QR コードを読み込むと、事務組合の構成市町村毎の、委任事務（共同処理事務）の一覧をご確認

紙面学習

シリーズ 52

『退職手当』

ご自分の退職金を試算し、退職後の生活設計を！退職金は、ぜひ長期共済の随時払で運用し、老後の生活に備えましょう！

【図表 2】の① 事務組合 HP より

項目	説明
対象者・支給要件	■常勤職員・任期付職員 採用後 6 月以上勤務していること。
	■会計年度任用職員 ①職員みなし日数以上勤務した月が 6 月を超える。 「職員みなし日数」⇒1 月の勤務日数が、18 日等 ②任用形態が常勤職員と同じ（勤務時間 7 時間 45 分等）
	■臨時的任用職員 ①常勤職員と同様の勤務体系 ②会計年度任用職員と同様の要件
算定方法	■退職手当基本額＋調整額 ①退職手当基本額 退職時給料月額×支給率 支給率は、勤続期間及び退職事由によって異なる。 ②調整額 給料表の級号給に対応する区分に該当する額（高い額の区分から 60 月分）を加算 ①②とも下の QR コード参照  

▼以降、事務組合の場合で、ご説明します。【図表 2】①で、「臨時的任用職員」とあります。これは、正規職員の産休や育休、病気療養などによる欠員の代替や、一時的な業務の増加に対応するため、一定期間フルタイムで雇用される方のことです。

「算定方法」は、基本額＋調整額となっています。「調整額」は、05 年の改正で加わったものですが、退職時点での職位の高い人ほど高くなるように設計されました。本来、退職手当は、退

当面の日程

- 8月18日（火）
13:00～単代会議
15:00～ジェンダー平等集会（何れも福島 GP）
- 8月26日（水）27日（木）自治労第100回定期大会（大宮ソニックシティ）
- 8月29日（土）
14:30～自治研専門部会全体会（福島 GP）

【図表 2】の② 事務組合 HP より

項目	説 明
除算	■在職期間から除かれる期間 ①休職、停職、育児休業（子が 1 歳以上）⇒期間の 1/2 ②育児休業（子が 1 歳未満）⇒期間の 1/3
加算	■加算される退職事由 ①勸奨退職 50 歳以上 60 歳未満が勸奨により退職する場合⇒1 年につき 2 %加算

職後の生活保障を目的に支給されるべきものですが、この「調整額」により、在職中の能力・成果主義を重視したものとなった訳です。以後の退職手当の引下げにおいては、全退職者に同じように適用される「基本額」が下げられ、成果主義的部分である「調整額」は維持されています。

▼では、【図表 3】で実際に退職手当を計算してみましょう。「支給率」や「調整額」は、前ページの QRコードをスマホで読み込んで、その画面を見ながら確認してください。

【図表 3】退職手当の計算例

項目	説 明
前提条件	①定年退職 ②退職時の給料月額 408,800 円 ③勤続年数 38 年 ④4 級在級 60 ヶ月（5 年）以上
基本額	⑤ ②×支給率 47.709 = 19,503,439 円
調整額	⑥ 4 級（7 号区分）の調整額 27,100 円×60 ヶ月 = 1,626,000 円
退職手当額	⑤+⑥= 21,129,439 円

さい。⑤の「支給率」は、QRコードで読み込んだ「支給率表」中、定年退職の列で勤続 38 年の行を確認します。なお、給料月額は、60 歳の誕生日後の最初の 4 月 1 日から 7 割水準に減額されますが、「ピーク時特例」が適用され、給料月額が減る前と減った後の期間を別々に計算することで、退職手当が減らない仕組みになっています。

⑥の「調整額」は、退職時から 60 ヶ月（5 年）遡って、何級に、何ヶ月在級したかによって計算することになります。QRコードで読み

【図表 4】退職所得控除

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×勤続年数
20 年超	800 万円+70 万円×（勤続年数-20 年）

※勤続 38 年の場合は…
800 万円+70 万円×（38 年-20 年）
=退職所得控除額 20,600,000 円
退職金 21,129,439 円－控除額 20,600,000 円
=退職所得額 529,439 円×1/2= 264,719 円
×所得税率&復興特別所得税率で計算

込んだ「調整額表」で確認してください。

▼最後に【図表 4】の退職所得控除です。退職手当は、長年の功労に報いるものという位置づけにあり、他の所得より、税的に優遇されています。その一つが退職所得控除です。計算例で記載したように、控除額がとても大きくなっています。さらに、控除後の金額が 2 分の 1 にされ、「退職所得額」が算出されます。これに所得税（累進税率）、復興特別所得税（2・1%）がかかることとなります。

編集後記

○さて、今回は退職手当がテーマでした。数年前に退職した立場で、皆さまへアドバイスを。

退職して（暫定）再雇用になると、賃金がガクンと下がります。でも、住民税は前年の（高い）所得に対して課税されるので、安い賃金から高い住民税が引かれることとなります。これは精神的に大きなダメージとなります（笑）。



総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

